

# 一般社団法人日本フロアボール連盟

## 賛助会員等規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という。)定款第3章に定めた会員の規約に基づき、賛助会員制度の運営等および協賛企業について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 賛助会員とは、個人及び法人やその他の団体組織において、本連盟事業への賛同の意を表する意味で入会・登録する会員。運営・実行には直接関与せず、賛助会費によって組織を支援するという意味合いを含む。また、スポンサー(協賛企業)とは本連盟を支援する企業。以下スポンサーは協賛企業を含む。

### (資格)

第3条 本連盟の主旨に賛同し、本連盟を賛助または援助する個人及び団体とする。

### (議決権)

第4条 賛助会員およびスポンサーとなる団体組織およびそれに属する個人は本連盟の社員総会及び役員会における議決権を持たない。

### (役員への就任)

第5条 賛助会員およびスポンサーとなる団体組織およびそれに属する個人は本連盟の役員に就任することはできない。

### (入会、契約)

第6条 本連盟の賛助会員およびスポンサーになるためには、別に定める会員入会申込またはスポンサー契約を申請し、本連盟理事会の承認を受けなければならない。

### (入会金、会費及び納入)

第7条 賛助会員は年度会費として 1口壱万円、1口以上を所定の期日までに本連盟が定める処に収めるものとする。

会費納入確認後、第12条に掲げる特典利用を開始する。また、会員期間の起算日は納入翌月の1日とする。

2. スポンサーは別表1に定めるスポンサー料を所定の期日までに本連盟が定める処に収めるものとする。

### (退会、契約期間)

第8条 賛助会員は年度の終了をもって退会とする。

2. スポンサー契約期間は契約書の内容による。

(除名、契約解除・終了)

第9条 賛助会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年度会費は返納しない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- (1) 本連盟規程等に違反した場合。
- (2) 第11条の禁止事項に掲げる行為を行った場合。
- (3) 故意、過失を問わず、本連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行った場合。

2. スポンサー契約解除・終了は契約書の内容による。

(守秘義務)

第10条 賛助会員およびスポンサーは本連盟の許可を得ず知り得た本連盟の非公開情報を有資格期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(禁止事項)

第11条 賛助会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会員情報など本連盟へ虚偽の申請を行う行為。
- (2) 他の会員、第三者もしくは本連盟の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為。
- (3) 本連盟の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用及び改ざん行為。
- (4) その他、本連盟が不適切と判断する行為。
- (5) スポンサーは契約書において締結された事項を犯してはならない。

(特典利用、権利)

第12条 賛助会員の特典は以下とする。

- (1) 賛助会員は本連盟からのニュース、その他情報の提供。
- (2) 賛助会員は本連盟が作成した配布物及び物品等の提供。
- (3) 賛助会員は本連盟が用意した広告スペース等の使用。
- (4) スポンサーは契約書において締結された実施内容の権利を有する。

(損害賠償)

第13条 本連盟の責に帰さない活動において、賛助会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本連盟はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本連盟に損害を与えた場合、本連盟は当該会員に対して相当の損害賠償の責務を行う。

2. 本連盟はスポンサー契約書において締結された内容において責を負わない。

(変更)

第14条 この規程は、本連盟の役員会の決議により変更することができる。

附則

- 1 この規定は、2020年4月1日から施行する。
- 2 2024年4月1日改正 \* 定款改正に伴う改正